

情報提供

那医発第 497 号
令和7年12月15日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「感染症関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 1210 号

令和 7 年 12 月 15 日

地区医師会感染症担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 仲村 尚司

（公印省略）

感染症関係通知の送付について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会及び沖縄県より感染症関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、全国で年間 30 例前後と稀な疾患となっている小児結核については、本県では 5 例の小児結核患者が報告されていることから、結核のまん延防止を図る為、医療機関に対し結核対策及び管轄保健所への報告対応等について改めて協力をお願いするものです。
- ② については、「性感染症に関する特定感染症予防指針」が令和 7 年 11 月 10 日より一部改正されたことをお知らせするものです。
- ③ については、性感染症の予防啓発を目的としたポスター・チラシが厚生労働省ホームページより公開され、医療機関での活用を促すものです。
- ④ については、医療機関に対してマールブルグ病患者の発生が確認された 11 か国の発生地域に渡航された方が受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行っていただきたい旨、注意喚起するものです。
- ⑤ については、4 類感染症に位置づけられている「エムボックス」を診断した医師は都道府県知事等に対して直ちに届け出が義務づけられている内容に関して一部改正された旨、お知らせするものです。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	保地第 1149 号	R7.12.1	感染症法第 12 条に基づく結核患者の届出ならびに定期接種要領に基づくコッホ現象事例報告書に

			ついて（依頼）
②	日医発第 1391 号	R7.11.26	性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について
③	日医発第 1392 号	R7.11.26	性感染症の予防啓発資材について（周知）
④	日医発第 1393 号	R7.11.26	エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について
⑤	日医発第 1453 号	R7.12.8	「エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」の一部改正について

沖縄県医師会業務二課：高良

TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp